

六 所謂最近の国語問題に就きて

国語会、学制研究会の諸君をはじめ広く
世の識者の教を請ふ（明治三十八年六月）

伊 沢 修 二

『国学院雑誌』（明治三十八年六月号）に発表されたもので、

明治三十八年二月に文部省の諮問した「国語仮名遣改定案」等
について、「国家的方面」「政事上の方面」「學術的方面」「教育上
の方面」の四つの面から批判を加えたもの。伊沢修二（一八五
一〜一九一七）は教育家で、東京音楽学校長、東京高等師範
学校長。臨時仮名遣調査委員会委員。

世には今日の国語問題を以て単純なる學術問題と認め、純正
言語学の論題の如く考へて居る人もあるやうであるが、果し
て左様に容易なものであらうか、抑々これが私の疑の生ずる
起点である。愚考では此の問題は実に範圍の広いもので、一
面からは学制上の問題であるがその他の方面からも觀察しな
ければ、この会に於いても、又他の会に於いても、各々研究
する要領が解らなくなる虞があるから、先づ私の思ふだけの
ことを陳べて広く諸公の判断を乞ひ、その以上で、どの方面
に向つて研究するかと云ふことを、窺められたいと思ひま

す。

さてこの問題は余程錯綜した問題であるから、諸方面よりし
て種々の關係を見て行かなければならぬ。その第一は国家的
方面から觀察しなければならぬ。第二は政事上の方面から觀
察しなければならぬ。第三は學術的方面から觀察しなければ
ならぬ。第四は教育上の方面から觀察しなければならぬ。先
づ大体を分つて見れば少くも右の四方面から研究しなければ
ならぬと思ふ。

第一に国家的方面よりの考察をなすに先だつて、純正なる言
語学に謂ふ所の言葉と今日の問題たる国語との間に差別の存
せることを弁へねばならぬ。単に學術上より言葉の定義を
求むれば、人の口より発したる声か、他人の耳に達して、何
等かの意義を通ずるものは、みな言葉である、といふのであ
る。然るに今日開化せる国民の間に行はるゝ国語といふもの
は、単に口に発して耳に聞くのみならず、更に手もて書き、
目もて見るといふ一要素を加へ、或る種類の文字によりて、
これを書き記したるもので、其の国民の生存上に必要なる
は、言ふまでもなく、代々の祖先より子々孫々に伝へ来て、
遂にその国の文学の基ともなり、歴史の本原ともなりたるも
のである。私共が今日の国語問題に就きて執る所の定義は、
決して甲の単純なる言葉ではなく、この発達せる国語ので
あるといふことは、確かに承知して置いてもらひたい。

右の次第であるから、国語は国家の成立と共に存在するもので、国家の経営、世代の盛衰汚隆と形影を相為し、従て一國の歴史文学とは、彼是密接なる関係を有するものである。抑々我が国語發達の歴史及其の性質は、此処で私が喋々するまでもなく、諸公の熟知せらるゝ所であるが、話の順序として、ザット一ト通り陳述することを許されたい。

我が国には太古に於いて既に日文ひふみと稱するものの存在せしことは疑ひのないことであるが、其の実形の如何なるものであつたかは、今に學者間の疑問である。兎も角も明かに文字と認められたるものが、国語の一要素となりたるは、応神天皇の御代に、三韓を経て漢字の入り来りたる以来の事で、万葉仮名も、片仮名も平仮名もみな是より發達し来り、爾来今日に至る迄殆ど二千年間公事も、私事も、歴史も、文学もすべて此等二種の文字によりて書き記されて居るのである。其の間幾多の変遷推移のありたるは、申すまでもないけれど、その変遷も推移も、みな自然の理法に随つていつとなく、徐々と發展し来りたる者で、恰も我が金甌無欠の国体に、革命的歴史のあらざる如く、我が言靈のさきはふ国語にも、曾て破壊的の歴史を見出さぬのは誠に喜ぶべき現象ではござらぬ歟。しかも我が国語の性質は、此間に發達し、明治維新の聖代となり、漢字と仮名との長所を採りて、今日の普通文体を作し、上は詔勅、典範、憲章、法律等を始め、各種の學術、文

学より、下は婦女童幼の文通、日記まで、何に不足なく、書き記されて居るのは、誠に結構と申す外はありますまい。然るに今日の国語問題は、何故に起りたるかと、問ふに、文部の当局者の言ふ所に拠れば、我が国語は非常にむづかしい、其の學習に非常に骨が折れるから、モットズンドやさしくしたいといふに歸するやうである。果して然らば歐洲にて、重立たる二三ヶ國の国語を例に取りて、其の難易を比較して見るとは、決して徒勞には屬しますまい。

さて英、独、露等の国語は如何といふに、各々特有の歴史を有するが故に、其の難易の点も、勿論各々異なつて居る、例へば或る国語は、或る点に於いてはむづかしいが、或る点にはやさしいといふことがあらう。英語にしたならば、その文法はやさしいが、綴字が非常に六づかしい、と云ふことは、大概な學者の知つて居ることである。また独逸語は綴字はやさしいが、——綴字の数が多くて非常に長い、——文法は非常にむづかしい。その文法のむづかしさ加減と云ふものは他国語とは違つて、非常にむづかしい。今日我が國にて独逸語學者といはるゝ人といへども、その文法上からも修辭上からも見て、如何にも正しい独逸語であるといはるゝほど、独逸語の出来るものは、指折り数へる程なことであらうと思はれる。その文法のむづかしいことは誰も公平に認める処であらう。露国語の發音上からも文法上からもむづかしいこと、世界第

一といふべきものなることは、何人も承知して居らるゝであらう。そこで日本の国語は、果してむづかしいか、果してやさしいか、いづれであるかと云はゞ、外国の国語に比較して、決してさうむづかしいものではないと思ふ。たゞ文部省の云ふところによれば、綴字がむづかしい。それがために二千年来の歴史を以つて居る綴字法を全然かへてしまはねばならぬと云ふ、実に極端なる説をなし、今や將にこれを実行しようとしつゝあるのである。で国語の難易を研究する必要があるのである。が、それは別に學術方面から陳べるときに譲り、国家的方面より見たならば、そのむづかしい、といふことが、或る場合には却て必要であらうと思ふ。独逸語は、諸君御承知の如く亀の子文字を用ゐて書いて居る、それゆゑ独逸でも學者間にはどうかして羅馬字にしたいと云つて居る者も少くない。曾て或る學術会より此事を建白した所が、彼の大經世家と云はれたビスマルクは大にそれに反対して、国語はその国の歴史と共に其形を存しておかなければならぬ、どうしてもこの亀の子文字を廃すことはならぬぞと、力を入れて云はれたと聞いて居る。又露西亞の文字は多くは希臘文字を用ゐてゐるが、その音は希臘の音を用ゐずして、特に違つた音を使つ居るのが多数である。今此処でその歴史を詳しく述べる必要もあるまいが、ザットその始末を話せばかうである。彼の有名なる彼得大帝の時までは、露西亞にも二種の仮名文字が

存在して居た。一はシリスといふ人が、創作したものと伝えられたる、シリシアン仮名で、多く希臘の文字を用ゐたれど、其の発音を異にし且つ其の他に幾千の新字を加へたもの。一は羅馬字をそのまま用ゐて、其の字の上などに、種々の符号を附けて、露西亞語の発音に適合させたものである——我國の羅馬字会にて先年我國語に適用せんと試みたる羅馬字と同じ理屈のもの——ところで彼得大帝は国政大革新の際に當つて、断然羅馬字を捨て、此の一種異様にして、世界に通じ難い仮名文字を採用したのである。諸君は彼のビスマルクや、彼得大帝の英断を何と感ぜらるゝか。苟も国家的思想を有する者は、これを聞いて思ひ半に過ぐるであらう。又英語はその綴字がむづかしいからして、學者達がどうかして、綴字をやさしくしたいと云ふので、スペルリング、リフホームと云ふことを企て、多くの學者が苦心して居るけれども、その効果として見るべきものはない。たゞ無音字中の *gh* を或る字に向つてだけ除くことがやつと此頃出来たに過ぎない。though の *gh* を取つても *through* の *gh* も取つても差支ない位な所で、まだ *right* の *gh* とか *might* の *gh* は取ることが出来ぬ。英国や米国の學者が数十年かゝつても、これ位な進捗しかない。これはその筈である。国語を変更することは歴史上許さぬ、その上に国家的觀察よりすれば、一方にむづかしいものゝあるのは、自国のためにも

必要のあることで、それは経世家の頭の中には言ふ可らざる妙味の存することであらうと思ふ。これを単純なる學術問題とすれば、やさしいやうに改定すると云ふことはよいかもしれないが、国家的見地よりすれば、寧ろむづかしいことが必要かもしれない。他の方面から例へを取つて見れば鉄道は各国民相互の交通の便を計る為めのものだから世界中同一軌道を走るものとすれば、大層都合のよいものであるのに、各国は決してこの方針に出でず、露西亞などにしても、所謂露西亞軌道を用ゐて、歐羅巴一般の軌道とは異つて居る。それは今度の日露戦争でも、よい実験が出来た。軌道が露西亞と日本と同じであつたならば、満州の鉄道は、貨車でも客車でも、直ぐと日本から持つて往つて間に合せることが出来たのである。然るに露西亞軌道であるために、一一軌道を直さなければならぬと云ふ始末である。僅かに交通の便を計る機関にしてすら、斯の如き事を自衛の目的のために拵へて居るのである。況んや國語の如き、國家の生存盛衰とも、密接の關係あるものに至つては、幾何の自衛的の考へを、各国共に持つて居ると云ふことは、無理ならぬ咄しである。國家的方面から觀察しても國語の書き方、綴字法と云ふものは容易に変更の出来ないものであると云ふことは、少しく西洋の事情、東洋の事情に考へのあるものならば、明々白々と了つて居ることであると思ふ。これだけは國家的方面から觀察した要領の

咄しである。

第二に政治上の方面から觀察すれば、國語の問題を政事上の力できめると云ふことは果して當を得て居るか、どうか、これが抑々大疑問であらうと思ふ。のみならず出来得ることか否か、吾々の判断に苦しむ所である。然るに今日では既に政事上の力で、これを強行しようと思ふ事に成つて居るから、それに対する愚見を述べて御参考に供したいと思ふ。どういふ訳で政事的の性質を帯びて来たかと云ふと、明治三十三年の秋小学校令を改正した時に、續いて小学校令施行規則を出した。その第十六条に

小学校ニ於テ教授ニ用フル仮名及其字体ハ第一号表ニ、字音仮名遣ハ第二号表下欄ニ依リ又漢字ハ成ルベク其数を節用シテ応用広キモノヲ選ブベシ

尋常小学校ニ於テ教授ニ用フル漢字ハ成ルベク第三号表ニ掲グル文字ノ範圍内ニ於テ之ヲ選ブベシ

と規定して、第一号で所謂変体仮名を廃し、第二号表で従來の字音仮名遣に代ふるに新奇の書き方、綴り方を以てし、第三号表で漢字の数を省減したのである。その第一号表に就ても、第三号表に就ても、言ふべき事がないではないが、ともかく目下の問題となつて居るのは、第二号表ばかりであるから、此の点のみに就いて少しく愚見を述べて見よう。先づ第一には字音仮名遣をかういふ風にきめると云ふことに付いて

は、どれだけの調査をしたことか、どれだけの考へがあつてしたかと云ふ点である。私は当時文部の一部分である高等師範学校長をして居たから、高等教育会議員の一人でもあつたのであるから、高等教育会議に諮問でもあれば、勿論其の議に与らなくてはならぬ筈だが、一向そんな事はなかつた。又聞く所によれば、当時文部省内に設けられて居た国語取調委員にも更に諮問はなかつたといふことである。又高等師範学校長などに問ふべき問題でないかも知れないが、勿論その方でも自分は問はれた覚えもない。たゞ彼の省令の公布と共に今度かう云ふ仮名遣にすると云ふことを官報で見つけたに止まつて居た。それが即ち今日有名になつた棒引の仮名遣にすると云ふことであつた。私は自分の職掌上からも、此の如きものが出た以上は先づ行はるゝか否か、試験をして見なければならぬと考へた。愈々これを試験するとすれば、附属小学校がその職分として試みねばならぬ。依つて高等師範学校の教員を以て委員会を組織し、前後数十回の会議を開いて、その改正通りに行つて見ようと云ふ方案を取調べた。その時既に棒引の仮名遣には余程議論があつて、漢字音だけの棒引ならば、行はれないことはないだらうが、国語仮名遣まで棒引にすると云ふことになつたならば、とても行くまい。況んや子供は漢字音か国語か了からないのであるから、遂には一緒になつてしまふであらうと云ふ議論であつた。兎に角に文

部省で出した以上は、試験して見ねばならぬと云ふので、遂に一種の方案を立て、やりかけたのであつた。然るに果して棒引のものが国語のものに這入つて来ると云ふ始末で、国語の方を字音につき合つて棒引にするか、或は棒引を止めるかと云ふことは、高等師範のみならず、他の方面に於ても、教育者の均しく認むる所となつて、利害得失の研究中、その結果の分からぬにも拘らず、文部の当局者は法令を楯に取り、政治上の力に依りて、早くも三十三年の冬には、一般の教科書屋に命じて、小学校教科書はみなこの棒引仮名遣に改めさせて、三十四年の四月よりこれを全国に強行した。これは全く事実である。

尤もその当時吾輩の考には高等小学校に及ぼさうと云ふ考へもなく、中学校にまで及ぼさうなどと云ふ考へは勿論なかつた。唯々高等師範でこれを取調べた時には尋常小学校の咄し言葉だけには用ゐてもよからうと云ふことだけはかつく一致が出来たが、その以上の所に行はふといふことはすこしもきまつても居なかつた。所が今日は進で一般の学者教育者に著述出版を禁じ官府の専有に歸したる、所謂国定教科書にも此の棒引仮名を使用して、全国に強行するに至つたのである。抑政府には官報上に公式を以て発布する文書を始とし、自ら一定の仮名遣の存するものあるに、同じ政府より発行する官文書とも見るべき小学校用教科書に限り、仮名遣を定め

全く異例の、シカモ、これを全国に強行するといふ権利が文部大臣にあるか、どうかと云ふことは一考を価することと思ふ。それはもとかく政治上の疑問なれば、政治家の判断に任せるとしてきて吾々の堪へ難きは、今日吾々の子弟は棒引の、日本語でも何でもないものを日々教へられて、これに服従しつゝあるのである。かゝる無邪気な無罪な無力なる小学児童のためにこそ吾々は飽くまで尽力せねばならぬ、と決心をして居る次第である。然るに今年はそれよりも一層過劇な案を立て、教育上最高諮問機関たる高等教育會議に諮詢をして、これを全国に布かうとした。即ち小学校は無論のこと、中学校以上にまでも行はうと云ふ諮問案が出たのである。而して在野の吾々にまでも諮問せられた。吾々は文部に答へる前に世間の学者教育者はもとよりのこと、経世家、政治家の考をも聞きたいと思つて居つた。所で今日は自らが自分の考へを陳べるに最も適当な場合であると思ふ——そこで若し彼の二号表よりも今一層過劇な、今一層恐るべき諮問案を高等教育會議で可と決したならば、今日の文部大臣は或は断行したかもしれないのである。然るに同會議では、かういふ問題は吾々に了からぬから、暫く決議を延べて貰ひたいといふので延期になつたから、今日ではまだ小学校以上に之を行ふことはせぬやうだが、従来余り高等教育會議に重きを置かぬ文部省のことなれば、いつ何時断行するかは何人も請け合ふこ

とが出来まいと思ふ。

右に述べたる文部の行政上の仕向と共に、吾々が觀察を怠ることの出来ないのは国語調査会である。若しこれが学者の有志団体であるならば、どういふことを議決しようとも御勝手次第であるが、特に帝国議會の協賛を経て国庫より巨額の費用を出して居るのみならず、政府より職権のある委員を以て組織したのであるから、茲で議決したことは、政事上に勢力を持つのである。これは純然たる学者の団体に政府が補助を与へて居るといふ類のものでない。国語調査会は明治三十五年の四月から起つて、その後六月に至る二ヶ月間に僅に八回の委員会を開いて、その調査方針といふものを議決した。その前文は左の通りである。

一、文字は音韻文字(フォニグラム)を採用することとし、仮名、羅馬字等の得失を調査すること

二、文章は言文一致体を採用することとし、これに関する調査をなすこと

三、国語の音韻組織を調査すること

四、方言を調査して標準語を選定すること

以上四件は本会が向後調査すべき主要なる事業とす。然れども普通教育に於ける目下の急務に應ぜんがために、左の事項に就きて別に調査する所あらむとす。

一、漢字節減に就きて

二、現行普通文体の整理に就きて

三、書簡文其の他日常慣用する特殊の文体に就きて

四、国語仮名遣に就きて

五、字音仮名遣に就きて

六、外国語の写し方に就きて

(明治三十五年六月二十七日議決
同七月四日官報ニテ公表)

この決議に就いて議論のある点を挙げて見れば、第一文字は音韻文字(フォノグラム)を採用することだ。これで見れば、無論漢字は全廃ときめたのである。それはフォノグラムといふ挿註を入れたので、明に分かる。フォノグラムは発音を記する文字と云ふことで、イデオグラム(意義を記する文字)即ち漢字の類と反対である。普通の人には甚だ耳馴れない語であるが、これを採用すると決定して居る。抑国語調査会にかういふことを決定する権能があるものか、又決定し得るものかは大疑問である。この方針で推し行けば、神武天皇と云ふ皇祖の御名にしても、ジヌムテンノー又はJimmu-tennoときめることになる。その利害得失は余り憚り多いから、暫く此では申述べまいが、かゝる大事を国語調査会で決議することが出来ようか、かういふことは文部大臣の許可を得べきは勿論、或は上奏して、枢密院に御諮詢に成つた後に定むれば、定むべきことであらうと思ふ。若し夫れも単に学者の寄合で、純然たる學術問題として議定するのならばよからうが、国語調査会は責任ある政府の委員である。その調査会がさういふことを議決するといふに至つては、私は実に驚いた

のである。その当時は国学者も漢学者も政治家も教育家も何とも言はなかつたが今日に成つて始めて世間で種々議論が起つて来ました。かう云ふことは自分等の研究するは勿論の事広く世人にも問うて判断を乞はねばならぬと思ふ。

第二には国語調査会は文章に言文一致体を採用することとした。この方針に従へば勅令でも省令でも典範でも憲法でも法律文でも日用文でも総べて言文一致とし、デス的文章にしてしまふといふことになる。其の以下国語の音韻組織を調査すること、方言を調査して標準語を決定すること、これ等は兎も角も調査するといふので国語調査会の附帯の仕事として、余力があれば行つても差支ないであらうがこの数ヶ条の決定をして、さて出来たものはどんなものかと云へば、この頃国語音韻調査報告と云ふ一冊が出た、この書の価値は學術方面より觀察する時に云はうと思ふ。先づこんな成行で今日まで来て、一方には先頃高等教育會議に文部大臣がこの字音仮名遣につき諮問すると同時に、国語調査会に向つても同諮問をなし、近日国語調査会は之に向つて答へをしようと思ふ話である。国語調査会の調査案はさき頃頒布に成つた棒引仮名遣と全然同一かどうか、これは疑はしいが、思ふに大凡推測が出来る。大差はないであらう。国語調査会でよいとなれば、文部大臣は或は断行するかもしれませぬから、中々棄て置かれぬ大事である。世に政治上の力を以て、かういふ問題を左右

する程おそろしいものはありますまい。

第三に學術方面より之を見ればどうであらう。

これも唯何の論拠もなく漠然と述べたのでは、諸君の御了解も如何と思ふから、先頃文部省が高等教育會議に出した理由書の始めの一節について、申すことに止めて置かう。

字音仮名遣に就ては古來學者間に定まりたる非常に精細なる遣ひ分けあり均しく「コー」と發音する仮名にカウ(校)カフ(甲)コウ(公)コフ(劫)クワウ(皇)の區別あり均しく「ノー」と發音する仮名にナウ(腦)ナフ(納)ノウ(農)の區別あり又均しく「ホー」と發音する仮名にハウ(方)ハフ、ホフ(法)ホウ(奉)の區別あり此の如きは學習に困難にして大人と雖も専門學者にあらざるよりは記憶するに難しとする所なり況んや兒童をや而して万障を排して之を學習するも殆ど何等の效益なきものなり畢竟普通教育に於て字音仮名遣法の不用を認めたるに依り種々の區別を排し就中長音に屬するものの如きは「ー」を用ひて發音の儘を写す所の簡便なる新定字音仮名遣法なるものか規定せられたるなり

でまづこの位で………それで「コ」の音を長くのべた例だけで御咄しをしても充分である。この音に當る字の書き方は前記の説明書に見ゆる如くカウ、カフ、コウ、コフ、クワウの五つがある。これを皆「コ」の下に「ー」を引けば一つですむから都合はいゝやうである。しかしこの五つの書き分け方が多いか少

いか難いか易いかと云ふことは同種の外國語の例に照らして見ても忽ち了ることと思ふ。まづ英國語に就いて見るに文部省の推理法に従へば、kōの如く發音する綴字はすべて「十四種ある文部省の筆法で云ふと無論kōの二字を横に書いて其上に「ー」を引けばいゝものが十四あるのである。即ち左記の通り。

13	<u>Quality</u>	1	<u>Coke</u>
14	<u>Quotation</u>	2	<u>Coat</u>
		3	<u>Couch</u>
		4	<u>Cowl</u>
		5	<u>Cause</u>
		6	<u>Caught</u>
		7	<u>Cawk</u>
		8	<u>Coehorn</u>
		9	<u>Koran</u>
		10	<u>Kohl</u>
		11	<u>Kowtow</u>
		12	<u>Kaw</u>

諸君、ナント一見の下に彼我の綴字の種類の多少と、その精粗難易は明々白々にして、その事實は掩はんと欲するも能はざる所ではござらぬか。これでも日本の字音仮名遣は非常に精細にして學習に困難だといふ人あらば、それこそ日本人の腦力を余り見クビリ過ぎた僻見者流だらうといはれてもチト弁解に苦みませう。

併しながら日本の従來の字音仮名遣法を學習して、夫れが何

の役にも立たぬのならば五つを合せて一つにするのが便利であらうが、その役に立つか立たぬを調査したか否かは、是又大疑問である。私は素より浅学であるが、聊か音韻の事は研究して、居ります、支那、朝鮮、台湾の語も音韻学者の取調べて居る位のこと、私も取調べて居るが、その浅薄な音韻智識でやつて見ても、従来の字音仮名遣は我が新領地又は隣邦に現在行はれ居る発音に密接の関係がある。まづ左表に就いて其の一端を承知せられたい。

漢字	文部改定字音 仮名	本邦在来字音 仮名	台湾音韻字 音仮名	北京官話字音	朝鮮諺文字音
孔、功	コー	コウ	コグ	クォグ	コグ
絳、剛	コー	カウ	カグ	カグ	カグ
光、広	コー	クワウ	クグ、クォア	クワグ	クッグ
合	コー	カフ	カプ	ホォ	ハプ

孔、功等の字は従来の字音仮名はコウで、台湾ではコグ支那ではクォグ朝鮮ではコグである。絳剛等の字の如く字音仮名のカウなるものは台湾、支那、朝鮮でも皆カグである。光広の如く従来クワウの字音はクグ、クワグ、クッグの如くみな原音を存して居る。合の如き入声字カフは北清に於ては既に入声を失ひたれど、南清及台湾にては確にカプと発音して居る。勿論音韻には彼我共に変遷あるは免れざる所なれど、従来の字音を知り、之に二三の転音通韻の理法を応用すれば十

中の七八までは推断することも出来るので甚だ便利である。これでも何等の効益なしと断言することが出来ませうか。台湾は既に日本の一部である。台湾語は日本語の一部分である。然るに国語調査会で台湾の音韻を調査したといふことを聞いたことがない。又今日は兵を満韓に出して居る満韓の経営の基を立てると云ふ機会は今日をおいてはない。既に近日文部省の実業教育の方針でも満韓経営に役に立つ人物を拵へたいといふので、さういふ人間を養成することにしたと聞いて、吾々も喜んで居るのである。行く行くは中学校では、支那語、朝鮮語は必修科目として加へねばならぬと思つて居る時である。独逸の中学では昔時より仏蘭西語を必修科とし、仏蘭西でも近年独逸語を必修科とした。これは何故なるか既に諸君の明断あることと思ふ。日本でも清韓などのやうな隣国の語を、中学以上の学科に入れるといふことは必要なことである。苟も清韓の語に關係のある国であるならば、この字音仮名遣法の如きものは、従来なくとも新に拵へて行かねばならぬ位のものである。国語調査会員の内には能く支那語朝鮮語に通じて、此の如き問題に解決を下して呉れる人はありませんまいか。吾輩は一日も速に明答のあらんことを待ち居るものである。さて翻て国語調査会の従来執る所の方針を見るに第一には漢字を全廢すべしと決し。又従来の字音仮名遣を廢し所謂棒引

とせうとするなどは、果して何の為であるか、一向更に了らぬ事どもである。漢字は東亜五億乃至六億の生靈の思想交通の利器にして、日清の戦役にも此度の日露戦争にも我軍人がこれを利用して軍謀を回らし、為に克捷を助けたる例に乏しからざるは著明なる事実である。猶戦後の経営に至りては、これを利用してすべき機会の愈々益々増加せん事は、誠に見易き道理である。又清韓語学の為には、従来の仮名遣を学ぶの効力少からざるも明白なるに、一切此等の事實は眼中に措かず、力を極め辞を尽して、無用の長物なりと唱へ、毫も連絡関係なき支離滅裂の棒引仮名に改めようとする、其の原因は何の処に潜み居るであらうか、或人の説に依ればこれは別儀でない羅馬字にするための階段であらうといふ。羅馬字にするにはかうして置けば、縦に引張つた棒を横に引けば済むから、そのためであると、吾輩は或人の説を信ずるものではない。唯一日も速に明答の発表せらるゝ日の来るのを待つのみである。

扱少しわき道に這入つたが再び本論にたちかへつて、国語調査会でこの頃音韻調査報告書といふものを編纂して、之を世に公にした。之は失礼な申分ではあるが、何の価もないものだと思ふ。先づ其の始めにアーと云ふ語を言ふにアーとアアとどちらが多いかと云ふことを取調べて居る。本来此くの如き種類の調査は音韻専門の学者某々がどう云ふ種類の人何千

何百人からその材料を採つたかが、明確でなければ、何の信用も措かれない。どう云ふ社会の発音をどのやうにして調査したと云ふことが明にされてあれば、學術上の参考にもならうが、今の分では全く価値のないものである、若し進んで少し細かに批評をすとなれば、随分他にも云ふべきことは多いが、それは余りに専門的になるから茲では云はぬ、唯一つ云つて止めよう、この内にかういふことがある。

「お前の国にはヂジのどちらがあるか、或は混じて用ゐて居るか、一つだけ用ゐて居るか」と云ふやうな問ひがある、多くの府県から出た所では、ジはあるが、ヂはないと云つて居る。それには フジ フヂ と羅馬字で書いて居るもある。其の内宮崎県では両方あるといつて居る。それは尤である。――

これは私も多年注意をした問題で、一夏宮崎県にいつて、態々取調べたことがある。宮崎ではフジの山、フヂの花これが明に言ひ分けられる。吾々の云ふフヂの花と云ふ発音と、宮崎の人の云ふフヂの花のヂとは別に違つては居らぬ。

シに濁りを打つたジ即ちフジの山のジは日薩隅の外にはないのである。然るにこの報告では全く反対である。他の各県では大抵ジはあるがヂはないと答へて居る。この奇なる間違も羅馬字を用ゐる、支度からの出来事と見れば訳が了る。それは英語を標準とする羅馬字では、ジを ジ と普通書いて居る。

ジ を ジ に当てたためにヂに当てるものに困つて フジ とした

のであらうが、*ji*と云ふやうな音は日本国中さがしても、古今に渉り決してありませんまい。実はジと云ふ音は英音の羅馬字に書き現はすことは出来ないのだ。独立したジの音は英国にはないのである。唯々 *azure pleasure* と云ふ如き場合に出るの又は *zi* の音である、此に対する音韻学者の責任ある説明を私は承りたいのである。これ位で學術方面のことは置かう。

終りに教育上の方面から見てどうかと云ふことを陳べませう。教育上の方面から見たるこの問題は実に大切な問題で、吾輩も棒を引張るものと純粹の国語との調和を計りたいと思つて居たが、どうしても出来ないから、今日はどちらか一方にきめなければならぬ時機に迫つて居る。先日も或る学者が話された通り、今日ではもう国語の音にも *i* を引張る者が沢山出来て来た。これは当前のことで国語か字音か子供には區別が出来ないから *mu ya mi* に使つて居るのである。然らばこの問題はどうすればいゝかと云ふと、今日の問題は *i* を引くの字音に存するならば、国語も *i* を引張るものにしてしまはねばならぬ。*i* を引張るのがいけないとならば、これを止めてしまつて、従来の仮名遣に定めると云ふより外にしやうはない。仮りに *i* を引いたものは外として、教育者達も喜ぶやうな、子供達も覚え易いやうにするにはどうしたらよいかといふことは最も研究すべき必要がある。私もその事は考へて居

る。一体漢字も字音仮名遣も或る人々が囁々と言ひはやすやうにそんなにもつかしいものではないのだから、何とか少し考へて、教授の順序方法を設くれば、子供に丸でないことを教へたり、嘘を教へることをしないやうにする事が出来るであらう。よしや何分か六づかしいとした処が、その位の事は心力鍛練の爲めには、教育上却て必要とすべきである。これらの点は一日も早く世の教育の任に當つて居る人にも充分考へて貰つて、この害毒を流すことをよして貰ひたいと思ふ。それにはこの害毒の源である所の明治三十三年の小学校令施行規則の第二号表が存在して居ては仕方がないから、今日の最急務はこの第二号表を止めて貰ふと云ふことである。此の事さへ出来たならば、我が国家を愛し我国語を尊び、我が教育に忠実なる全国の教育者が、奮て実地に適切なる方案を立てることは期して待つべき事と思ふ。

この問題は実に錯綜して居る故に、出来べきだけ分解して其要点を述べたつもりである。さりながら私の頭も錯雑して、甚だ明瞭を欠いたる点もありませうから、諸君に於れても宜しく推諒せられて、十分叱正を賜はり、遠慮なく批判を下されんことを望む次第であります。